

長崎県内大学等間連携共同教育推進事業実施要項

(趣旨)

第1条 この要項は、大学コンソーシアム長崎が大学コンソーシアム長崎規約第3条第1項の規定に基づく事業として行う長崎県内大学等間連携共同教育推進事業に関し、同規約3条第2項の規定に基づき事業の実施について必要な事項を定めるものである。

(名称)

第2条 この事業は、「長崎県内大学等連携グローバル人材育成プログラム（以下「グローバル人材育成プログラム」という。）」と称する。

(事業目的)

第3条 グローバル人材育成プログラムは、大学コンソーシアム長崎の会員である県内高等教育機関（以下「大学等」という。）に在籍する日本人学生と外国人留学生（以下「学生」という。）の共修・協働を通して、地域に貢献し、グローバル社会で活躍できる人材の育成を目指すことを目的とするものである。

(事業運営)

第4条 大学等は、グローバル人材育成プログラムを円滑に運営するため、大学等ごとに事業担当職員を1名以上配置する。

2 事業担当職員は、所属する大学等の学生に対し、必要に応じて指導又は助言を行う。

3 大学等は、事業担当職員を配置したとき又は事業担当職員の交代があったときは遅滞なく大学コンソーシアム長崎事務局に報告しなければならない。

(参加学生の募集)

第5条 大学等は、グローバル人材育成プログラムに参加する学生を原則として入学期に募集する。

2 募集方法等は、大学等が独自に定める方法により募集する。

(認定証の授与)

第6条 グローバル人材育成プログラムに参加した学生で、次の各号に掲げる要件の全てを満たした学生に認定証を授与する。

(1) 大学等が卒業要件として定めている外国語科目を修得していること。

(2) 大学等が指定する「長崎の歴史と文化科目」及び「キャリア科目」を修得していること。

(3) 大学コンソーシアム長崎運営委員会（以下「運営委員会」という。）が指定するインターンシップ、ボランティア等の社会活動を合計3日間以上終了していること。

(4) 運営委員会が指定するイベントにおいて合計3回以上活動していること。

2 大学等は、グローバル人材育成プログラムに参加した学生の履修等に関する記録を管理し、所定の期日までに授与基準を満たした学生の一覧表を運営委員会に提出するものとする。

3 運営委員会は、提出された一覧表に記載の学生について授与認定の可否を審議するものとする。

4 長崎県内大学・短期大学等理事長・学長会の会長は、運営委員会で認定された学生に対して、認定証（別記様式）を発行するものとする。

(補則)

第7条 この要項に定めるもののほか、グローバル人材育成プログラムに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要項は、平成29年4月1日から施行する。